

事務連絡
令和2年4月30日

各〔都道府県
指定都市
中核市〕特別定額給付金担当課（室） 御中

総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室

特別定額給付金事業における視覚障害者への配慮に関する協力依頼について

特別定額給付金支給事業の実施につきましては、平素から多大な御理解及び御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

視覚障害者については、特別定額給付金の申請・受給に当たって、給付金自体の情報が十分届かないということや、申請書が届いても申請方法がわからないという事態が考えられます。

このため、特別定額給付金事業における視覚障害者への配慮について、下記のとおり、市区町村の御協力をお願いします。

都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）への周知について特段のご配慮をお願いします。

なお、本事務連絡は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的助言）に基づくものです。

記

- 1 総務省では、視覚障害者に対し、特別定額給付金に関する情報を提供するため、給付金の概要や申請方法などの情報を読み上げる音声コードを印刷したチラシを作成することとしましたので、視覚障害者への情報提供の際に積極的な活用をお願いします。
なお、チラシについては近日中に情報提供する予定です。
- 2 市区町村におかれては、視覚障害者の情報保障のため、申請書等を郵送する際に、音声コード・拡大文字を活用いただくことや、その他の給付金に関する情報提供の際にも、ホームページ上に、音声読み上げソフトを利用している方のためのテキストページの作成、目の不自由な人のための音声ページの提供などの方法について積極的に御検討いただくようお願いいたします。